

貯 法	室温保存
-----	------

イベルメクチン製剤

指定医薬品 使用基準

カイザード® 散 0.6%

Kaiserd® Powder 0.6%

【本質の説明又は製造方法】

カイザード散0.6%は、イベルメクチンを有効成分とする製剤で、豚の内部寄生虫及び外部寄生虫の駆除に有効です。

【成分及び分量】

品 名	カイザード散0.6%
有効成分	イベルメクチン
含 量	100g中 0.6g

【効能又は効果】

豚の下記の内部寄生虫及び外部寄生虫の駆除

豚：内部寄生虫…豚回虫、豚腸結節虫、豚糞線虫

外部寄生虫…疥癬ダニ（穿孔ヒゼンダニ）、豚ジラミ

【用法及び用量】

1日体重1kg当たりイベルメクチンとして100 μ gを7日間飼料に均一に混じて投与する。

— 体重別投与量早見表 —

体重 (kg)	1頭当たり本剤投与量 (g)	
	1日量	7日量
30	0.5	3.5
60	1.0	7.0
90	1.5	10.5
120	2.0	14.0

体重 (kg)	1頭当たり本剤投与量 (g)	
	1日量	7日量
150	2.5	17.5
200	3.3	23.1
250	4.2	29.4
300	5.0	35.0

【使用上の注意】

「基本的事項」

1 守らなければならないこと**（一般的注意）**

- 本剤は効能・効果において定められた適応症の治療にのみ使用すること。
- 本剤は定められた用法・用量を厳守すること。
- 本剤は獣医師の適切な指導の下で使用すること。
- 本剤は「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：

本剤は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動物（豚）について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

豚：食用に供するためにと殺する前7日間

（取扱い及び廃棄のための注意）

- 小児の手の届かないところに保管すること。
- 使用済み容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- 本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- 直射日光を避け、湿気の少ない涼しい場所に保存すること。

2 使用に際して気を付けること**（使用者に対する注意）**

- 誤って本剤を飲み込んだ場合は、直ちに医師の診察を受けること。

（取扱い上の注意）

- イベルメクチンは主として糞中に排泄されるので、排泄物の肥料化又は浄化処理を適切に行うこと。

「専門的事項」

①対象動物の使用制限等

- 本剤は飼料に添加し豚にのみ投与するように製剤化されているので、他の動物種には使用しないこと。

②重要な基本的注意

- 本剤は飼料添加剤であるので、それ以外の投与方法（強制経口、筋肉内、皮下投与等）は行わないこと。
- イベルメクチンの疥癬ダニに対する効果は速効性ではないので、感染が未投与動物に移行しないように注意すること。一般に投与終了後最低1週間は投与動物を清浄区域に移動したり未感染動物に近づけないこと。
- 本剤は、シラミの卵を殺さない。シラミの卵の孵化には最大3週間を要するので、投与後に孵化した豚ジラミが認められる場合は本剤の再投与を行うこと。ただし、本剤の再投与を行う場合は7日以上の間隔をあけること。
- 投与は7日間に限ること。ただし、寄生虫に汚染されている場所で飼育されている豚では、再感染があれば必要に応じて再投与すること。

【包装】

カイザード散0.6% 333g

【製品情報お問い合わせ先】

明治アニマルヘルス株式会社 営業部

〒860-0083

熊本市北区大窪一丁目6番1号

TEL：096 (345) 6505

FAX：096 (345) 7879

<https://www.vet.meiji.com/>

【製造販売元】**明治アニマルヘルス株式会社**

東京都港区東新橋一丁目9番2号

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発症に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所（<https://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>）にも報告をお願いします。